

自治基本条例の各条文及びこれまでの検証結果

第4条 (生活に関する権利)

(生活に関する権利)

第4条 おいらせ町民には、生活に関する以下の権利があります。

- (1) 生涯にわたり心身ともに健康で安全な生活を送る権利
- (2) 豊かな自然環境のもとで生活を送る権利
- (3) 経済的に不安なく、人間らしい生活を送る権利
- (4) 外出を希望する限り、徒歩、自家用車、公共交通などの手段により、自由に移動する権利
- (5) 子どもから高齢者まで誰もが、生涯にわたり自由に学ぶ権利

【第4条】

町の自治は、町民の権利を守り、実現するために進められるものでなくてはなりません。このため、町民の権利として、もっとも基本的な権利をまず確認する意味で示しています。

- (1) 「心身ともに健康で安全な」…健康や家庭環境、防災や防犯環境に不安がない状態を指しています。
- (2) 「豊かな自然環境」…自然が保全されていること、水質や大気などが汚染されていない状態を指しています。
- (3) 「経済的に不安なく、人間らしい生活」…個人の努力が前提にありますが、それでも解決できない困難に陥った時には、町は手をさしのべようという意思を表しています。手をさしのべるのは町民、行政、議会を包括している「町」です。行政に限定していません。
- (4) 「移動する権利」…策定委員会での検討、町民アンケートの両方で大切だという意見の多かった権利です。今後増えていくと思われる、自家用車を利用できない町民の移動手段を考えなければなりません。
- (5) 「学ぶ権利」…策定委員会での検討、町民アンケートの両方で大切だという意見の多かった権利です。

1 これまでの検証結果

令和4年度・令和2年度

- ・おおむね、自治基本条例にそった運用がなされ、権利が守られている。

2 自治推進委員会での意見

令和4年度

- ①おいらバス導入は「自由に移動する権利」の擁護につながったといえる。しかし、町民からの視点だけでなく、運送業務の民間事業者からの視点もしっかりと考慮したうえで運用してほしい。
- ②経済的不安の無い生活について、町民が個人としてできることは限られてくる。支援者につなげることが重要と思われる。

令和2年度

- ①移動する権利について、行政は、運転免許証を返納した人の移動手段について支援策の検討をしてはどうか。

3 評価結果及び考察

第5条 (子どもの権利)

(子どもの権利)

第5条 おいらせ町で生活する子どもは、みな健やかに成長する権利があります。

【第5条】

子どもは、将来の町を担う大切な私たちの「宝」です。近年、子ども達を取り巻く環境の悪化が懸念されているなかで、地域社会がいっしょになって大切に育もうという意識を示しています。

1. これまでの検証結果

令和4年度・令和2年度

- ・おおむね、自治基本条例にそった運用がなされ、権利が守られている。

2. 自治推進委員会での意見

令和4年度

- ①子どもの数が減少傾向にあり、とりまく環境が変わったことを感じる。
- ②親の権利と子どもの権利は両方大事だが、実際には親の都合に子どもが合わせざるを得ない場合もあるのではないか。

令和2年度

- ①子どもを取り巻く環境に変化があり、今後も注視が必要である。

3. 評価結果及び考察

第6条（個人情報）

（個人情報）

第6条 おいらせ町民には個人情報やプライバシーを尊重される権利があります。

【第6条】

「尊重される」というのがこの条文のポイントです。個人情報やプライバシーは行政が守るだけではなく、町民同士でも尊重しあい、守るべきものであることを謳っています。

1. これまでの検証結果

令和4年度・令和2年度

・おおむね、自治基本条例にそった運用がなされ、権利が守られている。

2. 自治推進委員会での意見

令和4年度

①職員の顔写真掲載をやめたことにも、個人情報保護の観点がある。

②安否確認の訪問を、プライバシー侵害のように受け止められ難しい。

令和2年度

①個人情報の保護を過剰にやりすぎている場合がある。

3. 評価結果及び考察

・

第7条（参加に関する権利）

（参加に関する権利）

第7条 おいらせ町民には、まちづくりの主体として、参加に関する以下の権利があります。

(1) 行政、議会及び地域の状況を知る権利

(2) 政策の形成、実施及び評価に参加する権利

(3) 政策の形成、実施及び評価並びにまちづくり活動において、自由に意思を表明しそのことにより不利益を受けない権利

【第7条】

(1)まちづくりに参加するためには、行政や議会、地域の状況について町民が正確な情報を得ることが前提となることから、権利として規定しました。

(2)従来の住民参加は政策の「実施」の段階からの参加に限定されるものが殆どでしたが、これからは政策の形成（白紙）の段階から評価の段階までの参加を保障したものです。

(3)まちづくりへの参加は、自らの意思によるものであり、強要されるものであってはなりません。また、意思を表明したこと、あるいはその内容により不利益を受けることがあってはなりません。

1. これまでの検証結果

令和4年度・令和2年度

- ・行政による参加の機会は充分に設けられている。
- ・参加に関する権利は、ある程度守られている。

2. 自治推進委員会での意見

令和4年度

- ①参加のための一歩として、集まりやすい環境整備は大事だと感じる。
- ②スマートフォンから情報を得る人が増えた。スマートフォンは、今後の情報発信の要になる。

令和2年度

- ①あまり行政が先導せず、町民自らが探し、参加するという自主性も大事である。

3. 評価結果及び考察

第8条（自立と自律）

（自立と自律）

第8条 おいらせ町民は、まちづくりの主体として、自立の精神に則り、自己責任意識と危機管理意識を持ち、自ら解決できる問題は自ら解決しなければなりません。

2 町民は、自律の精神に則り、自らの発言と行動に責任を持たなければなりません。

【第8条】

「地域のことは地域が主体となって考え、行動する」と前文にあるように、自ら解決できる問題は、自らで解決することは自治の基本となるものです。

「自立」とは、他に頼らず行動する前に備えておかなければならない、高い意識と責任感が伴った状態で、「自律」とは、行動に際して自ら必要な配慮を払い、思慮深さを持って行動できる状態をいいます。

1. これまでの検証結果

令和4年度・令和2年度

- ・地域の自主性という考え方方が、まだ浸透しているとは言えない。

2. 自治推進委員会での意見

令和4年度

- ①町民が深刻には困っていないことを理由として、共助の取組みが活性化しない向きもあるのではないか。
- ②空き家管理など管理者が自主的にやるべきものについて、行政が窓口になっている印象がある。

令和2年度

- ①人として高い意識を必要とされる条項であり、個人の資質に学びを加えて高めていきたい。

3. 評価結果及び考察

第9条（まちづくりへの参加）

（まちづくりへの参加）

第9条 おいらせ町民には、地域活動、公益活動、ボランティア活動などの自主的な活動により、暮らしやすい地域社会をつくる役割があります。

【第9条】

「役割」とは、責務ほど拘束力を持ちませんが、積極的に役割を担うことで地域社会はより暮らしやすくなります。健康などさまざまな理由で役割を担うことができないことがあっても、そのことで不利益を被ることはありません。

1. これまでの検証結果

令和4年度・令和2年度

- ・おおむね、自治基本条例にそった運用がなされ、権利が守られている。

2. 自治推進委員会での意見

令和4年度

- ①個人の生活が優先され、まちづくりを代表する町内会への加入者は減少傾向にある。

令和2年度

- ①自主的な活動として町内会活動が挙げられるが、町内会の加入メリットの明示の難しさが、まちづくりの参加を妨げている要因の一つである。

3. 評価結果及び考察

第10条（町民、行政及び議会との協働）

（町民、行政及び議会との協働）

第10条 おいらせ町民には、行政と議会について学び、理解することにより、暮らしやすい地域社会をつくる役割があります。

2 町民には、町民同士、行政及び議会と協働でまちをつくる役割があります。

【第10条】

町民が行政や議会と協働でまちづくりを進めるためには、まず行政と議会について、自ら学び、正確な理解を持つことから始めることが大切です。

1. これまでの検証結果

令和4年度・令和2年度

・協働の意識を持った町民はいる。しかし、協働という言葉が難しい。

2. 自治推進委員会での意見

令和4年度

①協働の原点は、「自分ごと」として意見し、活動することではないか。

②町民としてまちづくりを考える前に、近所との会話や地域の共同作業が減少傾向にあり、人間関係が難しくなったと感じる。

令和2年度

①行政は、協働の意味や考え方を、もっと分かりやすく町民へ説明していくことの工夫が必要ではないか。

3. 評価結果及び考察

第11条（互いの権利を守る責任）

（互いの権利を守る責任）

第11条 おいらせ町民は、お互いに協力して子どもを守り育て、障がい者、お年寄りなど手助けを必要としている人を思いやり、町民の幸福を実現するために努力しなければなりません。

【第11条】

町民一人ひとりの権利が守られた社会をつくるためには、行政や議会だけでなく、町民一人ひとりが互いの権利を尊重して生活することが求められます。

1. これまでの検証結果

令和4年度・令和2年度

①ある程度の権利は互いに守られている。さらに互いを尊重する意識を広めるためには、啓蒙活動が必要である。

2. 自治推進委員会での意見

令和4年度

①町民同士でお互いを把握する、互いを知り合うというようなことが、個人情報保護のため難しくなっている。世代間の感覚も差が広がった。

令和2年度

②行政が、互いを尊重することの大切さを、ポスターや広報等を通じて、町民に対して啓発していくという方法もある。

3. 評価結果及び考察

第12条（ふるさとと地球を守る責任）

（ふるさとと地球を守る責任）

第12条 おいらせ町民は、ふるさとの歴史を重んじ、伝統と文化、自然を次代に伝えるために努力しなければなりません。

2 町民は、水や空気の汚染を防ぎ、エネルギーの浪費を抑え、資源を節約して美しい地球を次代に引き継ぐために努力しなければなりません。

【第12条】

おいらせ町に先人が築いた歴史と文化を大切に守ること、豊かな自然環境を豊かなままで次の時代に引き継ぐことはもちろんですが、温暖化を防ぐため行動するなど、美しい地球を未来に手渡すことも、私たちの責任と考えました。小さな町から大きな地球を考える内容の条文は、他に例を見ません。

1. これまでの検証結果

令和4年度・令和2年度

・環境問題について、町民は、環境保護への意識を持っている。資源集団回収等の取り組みを継続していくことが必要である。

2. 自治推進委員会での意見

令和4年度

①歴史と文化を守るという観点で今のコロナ禍は伝統芸能の継承に大きな影響を与えていると思う。人の集まりが無くなっている。

②ごみ分別のマナーについて、町内会が負担を強いられている面もある。

令和2年度

①町民アンケートにおいて、各家庭での環境問題対策の取組みについて、「ごみと資源の分別」及び「買物袋の持参」を実践しているとの回答が約9割近くとなり、非常に関心が高いことがうかがえる。今後も持続していただきたい。

3. 評価結果及び考察

第13条 (役割と責任)

(役割と責任)

第13条 おいらせ町長は、町の代表者として、町民の権利を守り、この条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に職務にあたらなければなりません。

2 おいらせ町職員は、町民のために働く者として町長等を補助し、町民の権利を守り、この条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に職務にあたらなければなりません。

【第13条】

地方分権の流れの中で、自治体の代表者である町長には大きな権限が与えられています。

町長は町民の信託を受けた者として、公正かつ誠実に職務にあたらなければなりません。

町職員は、町民としての立場も持っています。町民の幸福の実現に直接関わる場所で働く者としての自覚を持って、職務にあたらなければなりません。

1. これまでの検証結果

令和4年度

- ・条項の理念を阻害するような行政行為は確認されなかった。

2. 自治推進委員会での意見

令和4年度

- ・職員の資質について大きな問題は感じられない。

3. 評価結果及び考察

第14条 (行政の執行)

(行政の執行)

第14条 おいらせ町長等及び町職員は、町民のために働く者として、健全な財政運営のため、効率的な予算編成と、開かれた予算執行を行わなければなりません。

- 2 町長等及び町職員は、職務への創意工夫、学習により自らの資質を向上させるよう努力しなければなりません。
- 3 町長等及び町職員は、行政内部で情報を共有し、総合的に職務にあたらなければなりません。

【第14条】

経費をただやみくもに抑えるのではなく、事業の重要度、緊急度などを考慮した予算編成と運営による「健全な財政運営」を実現する必要性を規定しています。また、予算の執行状況については、住民の信用を損ねることのないよう、透明性を確保する必要があります。

より健全で透明な行財政運営のために、日頃から町長等と町職員は必要な事柄を学び、工夫し、その蓄積や情報を共有することが求められます。

1. これまでの検証結果

令和4年度

- ・一定程度の取組みは行われており、役割を果たしている。

2. 自治推進委員会での意見

令和4年度

- ①職員は研修をしっかりとやっていると感じる。

3. 評価結果及び考察

第15条 (町民との関係)

(町民との関係)

第15条 おいらせ町長等及び町職員は、町民と同じ視点に立って総合的に職務にあたらなければなりません。

【第15条】

これまで国から県、市町村、住民という流れのなかで行政が行われてきた部分が多くありました。しかし、地方分権が進むなかにおいては、四者は対等の立場にあります。「同じ視点」とは、町長等も町職員も町民と対等の立場に立つこと、町民の立場に身を置いて職務のあり方を考えることを意味しています。

1. これまでの検証結果

令和4年度

- ・おおむね、自治基本条例にそった運用がなされ、権利が守られている。

2. 自治推進委員会での意見

令和4年度

①町民目線で考えると、庁舎は統一した方が望ましい。また、おいらせ病院も津波浸水区域から移転の必要がある。

3. 評価結果及び考察

第16条（苦情・相談への対応）

（苦情・相談への対応）

第16条 行政は、町民から苦情や相談を受けたときは、これを尊重し、速やかにかつ誠実に対処しなければなりません。

【第16条】

現在、「町民の声」「行政相談」など様々な方法で町民の苦情・相談に対処しています。対応の経過や結果に関する情報は、同様の苦情・相談に迅速に対応できるよう、速やかに、また正確に記録し共有する必要があります。条例で規定することにより、行政としての責任をより明確にしました。

1. これまでの検証結果

令和4年度

・自治基本条例にある責任は、おおむね果たされていると思われる。

2. 自治推進委員会での意見

令和4年度

①町民意識調査で出ている自由意見についても、行政の参考としてほしい。

3. 評価結果及び考察

第17条（情報公開と説明責任）

（情報公開と説明責任）

第17条 行政は、町の行政に関する事柄について、情報の公開と提供に努めるとともに、町民に分かりやすく説明しなければなりません。

【第17条】

行政運営の透明性を高め、町民の信頼と参加を得るため、町の施策の立案から実施、評価

までの行政に関する情報を積極的に公開、提供して、これを町民と共有しなければなりません。また、行政に関する情報の内容を、できるだけ多くの町民にわかりやすく説明することができなければなりません。

1. これまでの検証結果

毎年度検証

- ・行政はおおむね、情報を積極的に公開し、提供に努め、多くの町民に分かりやすく説明している。

2. 自治推進委員会での意見

令和4年度

- ①昨年度と同様の成果は出ていると考える。

令和3年度

- ①町民向けの説明会は以前より増えているが、まだ数が少ないと思われる。

令和2年度

- ①行政に、広報の分かりやすさについて、紙面のより一層の工夫を求める。

3. 評価結果及び考察

第18条 (危機管理)

(危機管理)

第18条 行政は、町民の生命及び財産を守るために、常に適切な対応ができるよう、努めなければなりません。

【第18条】

自然災害など緊急時はもちろん、日頃から町民への危険を回避するために行政に求められる役割は広範にわたります。公害防止や高齢者の詐欺被害防止など、町民の基本的な権利を守り、犯罪や事故の被害に遭わないよう対策を講じる必要があります。

1. これまでの検証結果

令和4年度

- ・自治基本条例に沿った対策は、ある程度なされている。

2. 自治推進委員会での意見

令和4年度

- ①明神山防災タワーの活用、ハザードマップの更新など、周知して取り組むべき事項は多い。

3. 評価結果及び考察